令和８年度
償却資産（固定資産税）申告の手引
志木市

－目 次－

Ⅰ 償却資産の申告について		ページ
1	申告していただく方	1
2	提出する書類	1
3	電子申告による申告データ等の提出	2
4	申告書提出期限	2
5	申告書提出先	2
Ⅱ 償却資産のあらまし		
1	償却資産の範囲について	3
2	償却資産の主な種類について	4
3	業種別の主な償却資産について	4-5
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	5-6
5	リース資産と納税義務者について	6-7
6	国税の取扱いとの比較について	7
7	取得価額における消費税の取扱いについて	8

Ⅲ 償却資産の評価について		ページ
1	償却資産の評価と課税について	8-9
Ⅳ その他		
1	非課税及び課税標準の特例とされる資産について	9
2	虚偽の申告及び不申告について	10
3	実地調査のお願い	10
4	減価残存率一覧表	10
Ⅴ 償却資産Ｑ＆Ａ		11
Ⅵ 申告書記入例		12-13

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください！（詳細は２ページ）

☆償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

☆前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」に「増減無し」等記載して提出してください。

提出期限　令和８年１月３１日（土）

提 出 先　志木市役所　課税課　資産税グループ

〒３５３-８５０１　埼玉県志木市中宗岡１丁目１番１号

TEL　０４８（４７３）１１１１（代表）

※郵便、窓口、eLTAX（エルタックス）で受け付けております。

Ⅰ　償却資産の申告について

1　申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方です。

地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年１月31日までに所在地の市町村長に申告する義務があります。

2　提出する書類

一般方式・・・前年中の増加または減少した資産を申告いただく方式です。評価額等の計算は志木市で行います。前年中に資産の増加または減少がない場合でも、申告が必要です。

		申告書	種類別明細書（増加・全資産）	種類別明細書（減少）	備　考
初めて申告する方	資産所有	○	○（全資産）		
	資産なし	○			申告書中の「18備考（添付書類等）」に「該当なし」と記載
前年度までに申告している方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・滅失・移動・修正	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の「18 備考（添付書類等）」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の「18 備考（添付書類等）」に廃業等の日付を記載
	電子申告をしている方	○	○（全資産）	○（減少がある場合）	

電算処理方式・・・全ての資産について評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

	申告書	種類別明細書（増加資産・全資産用）
	○	○
初めて申告する方 及び 前年度までに申告している方	①全国統一様式（第 26 号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記載してください。	①必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに合計額を記載してください。） ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。 ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5／100に相当する額です。

3　電子申告による申告データ等の提出

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンターを通じて志木市役所へ配信されます。

電子申告を行う場合は、電子証明等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届け出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

◎eLTAX による申告の流れ

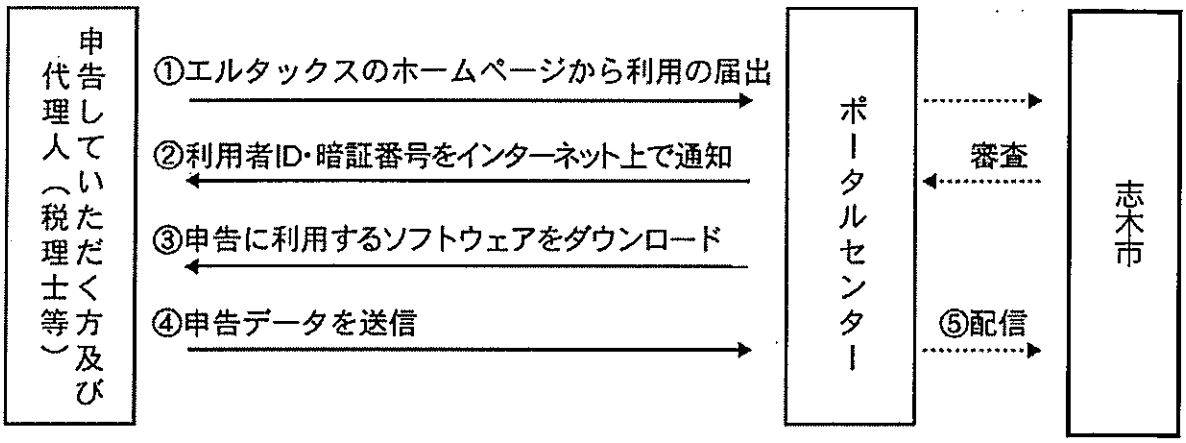

地方税共同機構
・eLTAX ヘルプデスク　電話 0570-081459(土・日・祝日・年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
上記の番号でつながらない場合は、03-6745-0720
・eLTAX ホームページアドレス　https://www.eltax.lta.go.jp/

4　申告書提出期限

令和8年1月31日(土)

窓口の混雑緩和のため、eLTAXによる電子申告、または郵送での提出にご協力をお願いします(窓口への提出も受付しています。)。

※市役所窓口開庁時間:午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで
(土・日曜日、祝休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

5　申告書提出先

提出先・問合せ先　　志木市役所　課税課資産税グループ
〒353-8501　埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL　048(473)1111(代表)　内線　2043

Ⅱ　償却資産のあらまし

1　償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

（1）次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

① 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
② 簿外資産（償却済資産を含む）
③ 遊休資産（いつでも稼動できる状態にある資産）
④ 未稼動資産（未だに稼動していないが、すでに完成している資産）
⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産）

（2）少額の減価償却資産の取扱い

<table>
<tr><th></th><th>取得価額
償却方法</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上</th></tr>
<tr><td>①</td><td>一時損金算入※1</td><td>申告対象外</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>3年一括償却※2</td><td colspan="2">申告対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③</td><td>リース資産
（ファイナンスリース）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象</td></tr>
<tr><td>④</td><td>中小企業特例※3</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>個別減価償却※4</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

※1　法人税法施行令第１３３条又は所得税法施行令第１３８条
※2　法人税法施行令第１３３条の２第１項又は所得税法施行令第１３９条第１項
※3　租税特別措置法第２８条の２又は第６７条の５
※4　所得税法施行令第１３８条(個人の方が平成１１年１月１日以降に取得した１０万円未満の資産は、すべて必要経費となるため、個人の場合は申告対象外です。）

（3）申告の対象とならないもの

① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2　償却資産の主な種類について

資産の種類		細目（例）	
第１種	構築物	土木に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは5、6ページ【4　建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第２種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第３種	船舶	モーターボート等	
第４種	航空機	ヘリコプター等	
第５種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）、構内運搬車等	
第６種	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3　業種別の主な償却資産について

業種	申告対象となる主な償却資産の例
各業種共通	受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、電気引込(15)、 屋外のガス・上下水道の埋設管(15)、看板(10)、LAN配線(10)、 パソコン(4)、プリンター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、 レジスター(5)、テレビ(5)

事務所	サーバー(5)、タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務いす(15)、 応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)
飲食店・喫茶店	食卓(5)、いす(5)、厨房設備(5)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫(6)、 冷凍庫(6)、看板(ネオンサイン)(3)

理容業・美容業	理容・美容いす(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)
クリーニング業	洗濯機(１３)、脱水機(１３)、乾燥機(１３)、プレス機(１３)、ビニール包装設備、給排水設備(１５)
小　売　店	陳列ケース(６又は８)、冷蔵庫(6)、冷蔵ストッカー(電気式以外)(4)、自動販売機(5)
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、電子秤(5)、陳列ケース(６又は８)
自動車整備業	旋盤(１５)、プレス(１５)、圧縮機(１５)、測定工具(5)、検査工具(5)
金属加工業	旋盤(１０)、ボール盤(１０)、フライス盤(１０)、プレス(１０)、圧縮機(１０)、測定工具(5)、検査工具(5)
医院・歯科医院	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)
不動産貸付業（駐車場業）	立体駐車装置のターンテーブル及び機器部分(１０)、金属造の塀(１０)、コンクリート造の塀(１５)、周囲のフェンス(１０)、側溝(１５)、外灯(１０)、植栽・花壇(２０)、物置(１０)、太陽光発電設備(１７)
農　業	ビニールハウス(金属造１４・木造５・他８)、農機具(トラクター(7)等)

※(　)内の数字は耐用年数。詳細は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

４　建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
	間仕切り	容易に取り外せないもの	○			◎
		つい立て程度のもの		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎

	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（家屋と一体となっている設備）	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院、社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

5　リース資産と納税義務者について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リースなど）	×（申告不要）	○（資産の所在する市へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○（自己の資産として申告必要）	×（申告不要）

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

6　国税の取扱いとの比較について

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価残存率は10ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1／2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません　※1
特別償却、割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮　※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の5／100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

7　取得価額における消費税の取扱いについて

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。
したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

Ⅲ　償却資産の評価について

1　償却資産の評価と課税について

(1)納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2)価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×前年中取得のものの減価残存率
前年前に取得した資産	前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率

*減価残存率については 10 ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5／100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5／100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕(概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和 8 年度　評価額	合計
ルームエアコン	令 7.11	100,000 円	6 年	0.840	100,000 円×0.840 = 84,000 円	1,255,200 円
看　板（ネオンサイン）	令 7.2	1,600,000 円	3 年	0.732	1,600,000 円×0.732 = 1,171,200 円	

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価 残存率	令和８年度　評価額	合計
舗装路面 （コンクリート敷）	令 7.9	2,700,000 円	15 年	0.929	2,700,000 円×0.929 = 2,508,300 円	
ルームエアコン	令 6.11	100,000 円	6 年	0.681	84,000 円×0.681 = 57,204 円	3,108,940 円
看　板 （ネオンサイン）	令 6.2	1,600,000 円	3 年	0.464	1,171,200 円×0.464 = 543,436 円	

(3)税額の計算方法

課税標準額(1000 円未満切り捨て)※ × 税率(1.4%) ＝ 税額(100 円未満切り捨て)

※ 課税標準額とは志木市内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4)免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5)納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和８年度は5月・7月・12月・2月を予定していますが、具体的な納期については令和８年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する大変便利な「口座振替」をご利用いただけます。

Ⅳ　その他

1　非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書(増加資産・全資産用)》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

2　虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び志木市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により50万円以下の罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、ご注意ください。

3　実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

4　減価残存率一覧表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

Ⅴ　償却資産　Q&A

Q1　なぜ償却資産は申告しなければならないのですか？

A1　償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産を、当該償却資産の所在する市町村に申告する義務が定められているためです（地方税法第383条）。償却資産は固定資産税の一つですが、土地や家屋のような登記制度がないため、申告の必要があります。

Q2　今回初めて償却資産申告書が送られてきましたが、なぜですか？

A2　本市では、償却資産を所有している可能性のある方に対して、償却資産申告書をお送りしています。該当資産がない場合はQ3をご参照ください。

Q3　償却資産の申告書が届きましたが、申告する償却資産がないため、申告書を提出しなくてもよいですか？

A3　償却資産を所有されていない方は、償却資産申告書の「18 備考」に「該当資産なし」と記入して申告のご協力をお願いします。翌年度以降、増加資産がない場合は申告は不要です。なお、廃業・移転・合併等で資産が減少した方も減少の申告をお願いします。

Q4　耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった償却資産も、申告が必要ですか？

A4　固定資産税（償却資産）は取得価額の5%が評価額の最低限度額として残ります。そのため、現に事業の用に供することができる状態にあれば、償却資産として申告が必要です。

Q5　償却資産を共有している場合はどのように申告すればよいですか？

A5　共有名義での申告をお願いします（「代表者　他○名」など）。各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。また、「18 備考」に各々の持分をご記入ください。

Q6　固定資産税（償却資産）の課税対象となる大型特殊自動車とはどのようなものですか？

A6　固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

◎大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

（1）自動車の長さが4.7mを超えるもの　（2）自動車の幅が1.7mを超えるもの

（3）自動車の高さが2.8mを超えるもの　（4）最高速度が15km/hを超えるもの

（5）農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が35km/h以上のもの

※小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。）

Q7　同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファー等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、申告の必要はありますか？

A7　ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

Ⅵ　申告書記入例

8年度分の申告

令和　8　年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）

受付印

令和　○　年　△　月　□　日

志木市長　様

※所有者コード　1234567

所有者

1　住所（又は納税通知書送付先）　志木市中宗岡○―△―□　（電話　○×△―○○○○　）

2　氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）　志木○○　合同会社　（屋号　　）

3　個人番号又は法人番号

4　事業種目（資本金等の額）　イベント企画　（　1　百万円）

5　事業開始年月　H20　年　4　月

6　この申告に応答する者の住所及び氏名　（電話　○×△―○○○○　）

7　税理士等の氏名　（電話　○×△―××××　）

8　短縮耐用年数の承認　有・無

9　増加償却

10　非課税設

11　課税標準

12

13

14　背色

6，7は問合せに使用しますので、必ずご記入ください。

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物	750000	0	0	750000
2 機械及び装置	400000	200000	120000	320000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	200000	60000	270000	410000
7 合計	1350000	260000	390000	1480000

資産の種類	評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準 (ト)
1 構築物			
2 機械及び			

15　市(区)町村内における事業所等資産の所在地　①　中宗岡○―△―□　②

市内資産所在地を入力
（特に所有者が市外住所の場合）

16　借用資産（有・無）

17　事業所用家屋の所有区分　自己所有　・　借家

18　備考（添付書類等）

・資産所在地の変更
・送付先の変更等がありましたらご記入ください。

前年度申告の「計」（ニ）の数字を記入。
新規に申告する場合は無記入。

様式別表二の「減少資産」の種類ごとの合計金額を記入する。

様式別表一の「増加資産」の種類ごとの合計金額を記入する。

今年度申告の「取得価額」になります。
（イ）－（ロ）＋（ハ）の金額を記入する。

H27.09.571051

令和　8　年度

種類別明細書（減少資産用）

昨年中に減少した資産を記入してください

※所有者コード	※
1234567	

所有者コード　数字７桁を記入

所有者名：志木〇〇　合同会社

1枚のうち　1　枚　目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 十億	百万	千	円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その	1全部 2一部	摘要
1	2	26010	プリンター	1	4	22	5			200	000	5		・2・(3)・	(1)・2	
2	6	17724	パソコン	1	4	24	3			60	000	4		・(2)・3・	1・(2)	取得価額（数量３）180000円
3														・2・3・	1・2	減（数量１）60000円
4														・2・3・	1・2	残（数量２）120000円
5														・2・3・	1・2	
6														・2・3・	1・2	
18														・2・3・	1・2	
		小　計		2						260	000					

全部減少の場合は１に〇をする

減少する資産は、市役所から送付している「種類別明細書」の一覧に書かれている内容を参考に記入してください。
※資産コードは「種類別明細書」に記載してある減少する資産の番号を必ず記入してください。

減少の場合はその事由に〇をする

一部減少の場合は２に〇をする

申告書の「前年中に減少したもの」（ロ）の合計と一致させる

第二十六号様式別表二（提出用）

13

令和　8　年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

昨年中に増加した資産を記入してください

※所有者コード	※
1234567	

所有者コード　数字７桁を記入

所有者名：志木〇〇　合同会社

1　枚のうち　1　枚　目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	(イ) 取得価額 十億	百万	千	円	耐用年数	残存率	減価	(ハ) 価額 十億	百万	千	円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億	百万	千	円	増加事由	摘要
1	2		溶接機	1	4	31	4			120	000	12													①・2・3・4	
2	6		ルームエアコン	3	5	7	5			270	000	6													①・2・3・4	
3																									1・2・3・4	
4																									1・2・3・4	
5																									1・2・3・4	
6																									1・2・3・4	
18																									1・2	
		小　計		4						390	000															

記入の必要はありません

必ず記入

１構築物
２機械及び装置
３船舶
４航空機
５車両及び運搬具
６工具、器具及び備品
該当の番号を記入

記入は漢字、ひらがな、カタカナどれでも可

昭和は３
平成は４
令和は５
と記入

１新品取得
２中古品取得
３移動による受け入れ
４その他
いずれかに〇をする

申告書の前年中に取得したもの（ハ）の合計と一致させる

第二十六号様式別表一（提出用）

提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄にレ点を入れてください。

- □ 令和８年１月１日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- □ 決算終了後から１月１日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- □ 耐用年数１年以上で取得価額が１０万円以上の資産ですか。（※）
  （※　取得価額２０万円未満で、３年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が１０万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。）
- □ 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、３０万円未満の減価償却資産（合計３００万円まで）を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- □ 種類別明細書（資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数）に計算誤り等はないですか。
- □ 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- □ 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれはないですか。
- □ 志木市内に存在する資産ですか。
- □ 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- □ 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- □ 去年の申告と前年度の価額は合っていますか。
- □ リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- □ 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が１月１日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- □ 簿外資産も含めていますか。
- □ 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- □ 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- □ 社宅用、宿舎用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- □ 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- □ 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- □ テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- □ 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- □ 無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。
- □ 申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか。